

令和 5 年度
第 7 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 5 年 9 月 2 7 日（水）

ところ：一宮市役所木曽川庁舎 3 階

第 3 研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第7回総会 議事録

令和5年9月27日（水）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 事業計画変更承認意見決定について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第6号 農用地利用集積計画決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について

報告第4号 現況証明報告について

報告第5号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：19名）

1 番 酒井 敏夫	2 番 岩田 良彦
3 番 奥 智子	4 番 熊澤 宣明
5 番 坂井 利弘	6 番 林 泰江
7 番 近藤 篤誼	8 番 佐野 正実
9 番 岩田 健司	10 番 酒井 正明
11 番 小島 かな子	12 番 内藤 秀基
13 番 青山 真由美	14 番 佐々 均
15 番 浅野 富士男	16 番 星野 幸代
17 番 成瀬 宏満	18 番 杉本 ひろ子
19 番 江寄 正雄	

(農地利用最適化推進委員：17名)

1 番	木村	光雄	2 番	伊藤	末雄
3 番	伊藤	則夫	4 番	後藤	一敏
5 番	重松	健三	6 番	柴山	守男
7 番	木全	博	8 番	浅井	孝義
9 番	安田	正雄	10 番	立山	克生
11 番	青山	豊	12 番	後藤	充治
13 番	梶田	政弘	14 番	森	義光
15 番	市川	隆久	16 番	大宮	憲治
17 番	川井	達朗			

<欠席委員>

(農業委員：0名)

(農地利用最適化推進委員：0名)

<事務局>

事務局長	加藤	勝明	専任課長	角田	篤彦
課長補佐	近藤	周二	主 査	神尾	伊吹

<農業振興課>

課長	落合	邦彦	専任課長	木全	康夫
課長補佐	長澤	洋司	主 査	渡辺	志保
主 任	平野	智美			

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第7回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第7回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中19名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。5番 坂井利弘委員さん、6番 林泰江委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。

本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、説明をお願いいたします。

【落合農業振興課長】

農業振興課長の落合でございます。本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」、担当者より内容をご説明させていただきます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

【渡辺農業振興課主査】

農業振興課の渡辺です。資料第1号議案の「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」の説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

本議案は、令和5年5月16日から令和5年8月15日までに、各事業計画者より申し出のありました、除外10件の農用地利用計画の変更について記載されています。また、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。資料の見方ですが、1枚めくると、見開きで上には配置図が、下には申出者や該当地の詳細図が記載してあります。番号はそれぞれ左上にあり、地図上の緑色は農用地区域内農地、桃色は申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場、茶色は農業用施設用地を示しています。一体利用地がある場合は青色で示しており、一体利用地のうち農地については申出地と同時に農地転用を申請する予定です。右端の「意見等」の欄は、該当する土地改良区等を記載しております。なお、各土地改良区と農協より、いずれも計画変更は“やむを得ない”との御意見をいただいています。各申出地につきましては、いずれも周辺土地で交渉を行い不調となっており、除外はやむを得ないものと考えます。それでは、個々の説明に移ります。

1番～5番は分家住宅の計画です。いずれも、申出者や家族所有の土地は、本家や実家の所在地や、面積狭小等の理由で住宅の建築ができない土地、申出地を含む青地しかなく、周辺土地の売買交渉も不調に終わったため、代わる土地はありません。申出地の立地についても、農用地区域の周辺部や、集落からの染み出し的な場所であり、除外はやむを得ないと考えます。

次に参ります。6番、駐車場です。申出者は、退職を機に相続した実家に戻ろうとしたところ、以前借りていた近隣敷地が別の用途に利用されており、駐車場が確保できないことが分かりました。実家の接している道路の幅員は狭く、車の出入りはできないため、当計画に至りました。

次に参ります。7番、駐車場の増設です。申出者は、昨年6月、申出地北側に障害児通所支援事業所を開所しました。すでに定員に達している利用者全員を社用車で送迎している上、従業員全員が車通勤のため、敷地内に詰めて駐車している不便な状態のため、事業地に近いことを条件に計画するものです。

次に参ります。8番、駐車場の増設です。申出者は、食品加工センターの需要の伸びを受け従業員を増員したことにより従業員の車を詰めて駐車しており、原材料や商品の搬出入の際は車を移動し、積み下ろしスペースを確保している状態です。加えて、加工センターの排水設備の拡張が必要となり、駐車スペースがさらに不足するため申出地に駐車場を移設する計画をたてました。

次に参ります。9番、駐車場の増設です。申出者は、一宮市内に本社や倉庫、配送センターなどを置き、冷蔵食品専門の配送や流通加工業を主として営んでいます。この度、新規の配送業務の受託が決まり、配送用トラックの増車をすることになりましたが、現事業地では保管する場所がないため、取引先に近い申出地に駐車場を設ける計画をたてました。

次に参ります。10番は、駐車場兼資材置場の増設です。申出者は、自動車部品などのプレス機の製造販売を主に営んでいます。まず、駐車場についてですが、従業員用に借りている駐車場がゲリラ豪雨等で度々使用できなくなるため、返却することになり移設が必要になりました。また、現在の工場敷地内にある来客用駐車場はトラックや大型トレーラー等が出入りするため危険であることや、来客が増えているため、増台し移設することが必要になりました。

次に、資材置場についてですが、工場敷地内にある現在の資材置場では手狭になってきたことや、新型コロナの流行時に製造に必要な部品の調達が滞り、業務に支障がでた経験から在庫量を増やすため、計画しました。

以上、10件の説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、除外に対しやむを得ないものとさせていただきます。

<市農業振興課職員 退席>

【熊澤議長】

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、提出議案の表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転5件です。詳細は、2ページをご覧ください。34番から37番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。38番につきましては、親族間の贈与のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可5件につきまして農地法上の許可要件をすべて満たしており、また、担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の3ページをご覧ください。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用2件です。詳細は、4ページをご覧ください。4番につきましては自己用住宅、5番につきましては店舗を建築するものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。

以上、農地法第4条許可2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」、それから、関連がございますので、議案第4号「事業計画変更承認意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第3号と議案第4号について、一括してご説明申し上げます。議案の順番が前後いたしますが、まず、議案第4号からご説明申し上げます。

議案第4号は、事業計画変更承認意見決定についてです。本案は、過去に農地転用の許可を受けた案件について、事業内容に変更があった場合に申請をするものです。事業計画変更承認願いには2種類あり、建物の間取りや配置といった軽微な変更の場合は、事業計画変更承認願いの申請のみ行います。また、農地転用の許可を受ける人の変更や、許可を受けたい土地が増えるなどの大きな変更の場合は、事業計画変更承認願いの申請をしながら、もう一度農地転用の許可も受け直すこととなります。今月の申請は1件です。詳細は15ページをご覧ください。2番につきましては、当初の計画者は、給油所を建築するため、平成29年10月24日付けにて、農地法第5条の許可を受けました。しかし、許可を受けた後、ガソリン燃料の元売会社よりガソリンの提供が得られないこととなったため、給油所建築の計画を断念することとなりました。新たな転用計画では、当初の申請地を承継し、承継者にて駐車場兼資材置場として利用する予定です。事業内容が大きく変更となりますので、事業計画変更承認願いと併せて、新たな農地法第5条の許可申請が承継者から提出されております。

す。新たな5条許可申請は、議案第3号137番として上程されております。つづきまして、提出議案の5ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転23件、所有権移転及び賃借権設定1件、賃借権設定6件、使用貸借権設定6件です。詳細は、6ページから13ページとなります。6ページの105番から9ページの120番につきましては分家住宅、121番につきましては診療所、122番につきましては店舗、123番につきましては有料老人ホーム、124番につきましては工場、10ページの125番につきましては研究所、126番につきましては車庫を建築するものです。

以上、22件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、127番から11ページの133番につきましては駐車場、134番から12ページの137番につきましては駐車場兼資材置場、138番につきましては資材置場として利用されるものです。つづきまして、139番につきましては駐車場として一時的に利用されるものです。つづきまして、13ページの140番につきましては駐車場兼資材置場として一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。また、124番、125番、138番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可36件、事業計画変更承認意見決定1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号、議案第4号については、原案ど

おり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の１６ページをご覧ください。

議案第５号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は、２件です。詳細は、１７ページをご覧ください。８番、９番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願２件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第５号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第６号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の１８ページをご覧ください。

議案第６号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、１９ページから２０ページとなります。２０ページの１番から９番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、使用貸借

権を設定されるものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第6号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について」
 - ・報告第4号「現況証明報告について」
 - ・報告第5号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの4件です。つづきまして、3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから10ページの所有権移転30件、使用貸借権設定2件です。つづきまして、11ページをご覧ください。報告第3号は、認定電気通信事業者が行

う中継施設等の設置に伴う事業計画報告についてです。今月の報告は、12ページの1件です。つづきまして、13ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、14ページの4件です。つづきまして、15ページをご覧ください。報告第5号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。本案は、一宮市や愛知県が水路工事や道路工事などを行う際の資材置場、車両置場として農地を一時的に利用するための報告です。公共工事のため許可や届出が不要な案件となります。市の工事の着工の際には、あらかじめ工事担当者が地区の農業委員さんに計画についてご説明し、署名をいただいております。今月の報告は、3件です。

以上、報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第5号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第5号までご承認いただいたものいたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。

閉 会（午後2時55分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 坂井 利弘

署名者 林 泰江